

○ 信託兼営金融機関営業保証金規則（平成十六年内閣府・法務省令第四号）

改正案	現行
<p>（申立ての手続）</p> <p>第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第六条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第一による申立書に金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添えて、信託業務を営む金融機関（令第十八条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。）の場合にあつては本店等（令第七条第一項第一号に規定する本店等という。第二条及び第十五条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に、令第十八条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関の場合にあつては金融庁長官にそれぞれ提出しなければならない。</p> <p>（申出の手続）</p> <p>第二条 令第六条第二項に規定する権利の申出をしようとする者は、様式第二による申立書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官又は信託業務を営む金融機関（令第十八条第一項に定め</p>	<p>（申立ての手続）</p> <p>第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号。以下「令」という。）第六条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第一による申立書に金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項において準用する信託業法第十一条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添えて、信託業務を営む金融機関（令第十四条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。）の場合にあつては本店等（令第七条第一項第一号に規定する本店等という。第二条及び第十五条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（財務支局長を含む。以下同じ。）に、令第十四条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関の場合にあつては金融庁長官にそれぞれ提出しなければならない。</p> <p>（申出の手続）</p> <p>第二条 令第六条第二項に規定する権利の申出をしようとする者は、様式第二による申立書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官又は信託業務を営む金融機関（令第十四条第一項に定め</p>

る金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。)の本店等の所在地を管轄する財務局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

る金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。)の本店等の所在地を管轄する財務局長(以下「金融庁長官等」という。)に提出しなければならない。

## 附 則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。